

# 農業委員会だより

貸し借りをしたい

農業用倉庫を建てたい

売りたい、買いたい

農地以外(住宅など)で使いたい

農地を相続した

こんなときは…

**農業委員会で手続きが必要です**

農地は、人々の食を育む大切な資源であることから「農地法」で守られており、様々な制限があります。

農地に関する手続きは、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。

なお、農地法等の許可申請は毎月15日が締め切りです。申請書や添付書類に不備があると受付できませんので、余裕をもって申請手続きを行うようお願いします。

## ■農業委員会処理件数(令和5年1月～12月受付分)

農地法第3条 農地の売買・賃貸借等	34件
農地法第4条 農地の転用(自己のため)	3件
農地法第5条 農地の転用(売買・賃貸借等)	26件
農業経営基盤強化促進法による農地の貸借	136件

## アグリサポーター募集中

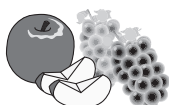


空いている時間を活用して、ぶどうやりんごなどの果樹栽培のお手伝いをしてみませんか?詳しくは下記までお問い合わせください。

■時給 948円以上(予定)

■時間 午前8時～午後5時

時間については、ご相談に応じますので、気軽にお問い合わせください。



### ◎問い合わせ先

坂城町農業支援センターアグリサポーター事務局(商工農林課内)

☎82-3111(内線152)

直通75-6207

法務省  
HP



農地について、相続により取得した場合は、相続登記申請のほかに、町農業委員会への届出が必要です。

令和6年4月1日以降、農地を含む不動産を相続した場合は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務になります。4月1日より前に不動産を相続し、その取得を知っていた場合も対象です。

なお、「相続登記の申請義務化」について詳しくは、長野地方事務局上田支局(☎2312001)へお問い合わせいただくか、左記QRコードからご確認ください。

農地を相続した場合には  
農業委員会へ届出をお願いします



### 農地の実勢賃借料の 情報提供（令和6年）

農地法第52条の規定に基づき、賃借料情報を提供します。農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえ算出しました。

なお、この情報は一つの目安ですので、貸し手、借り手双方で話し合い、納得のうえ、賃借料を決めてください。

### 実勢借地料 （10アール当たり・年額）

平均値	田	4,839円
	畑	8,278円
最大値	田	9,937円
	畑	15,000円
最小値	田	1,000円
	畑	3,000円

※こちらの賃借料は、有料の貸借のみを集計したものであり、無料の貸借は含まれません。

### 農業者年金に 加入しませんか

次の要件をすべて満たす方が加入できます。

- ①国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除されている方を除く）
- ②20歳以上60歳未満の方（60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も可）
- ③年間60日以上農業をしている方



農業者年金のおすすめポイント  
★複利運用で資産が増えます。  
（直近10年間の運用利回りの平均は、年率2・74%【令和4年度末】）

★掛金の所得控除で節税できます。  
（掛金の全額が、社会保険料控除として所得から控除されます。）

★運用益が非課税です。  
★手数料が無料です。

★元本割れへの対応があります。  
★終身年金なので、生きている限り年金を受け取ることができます。

▼購読者募集中！

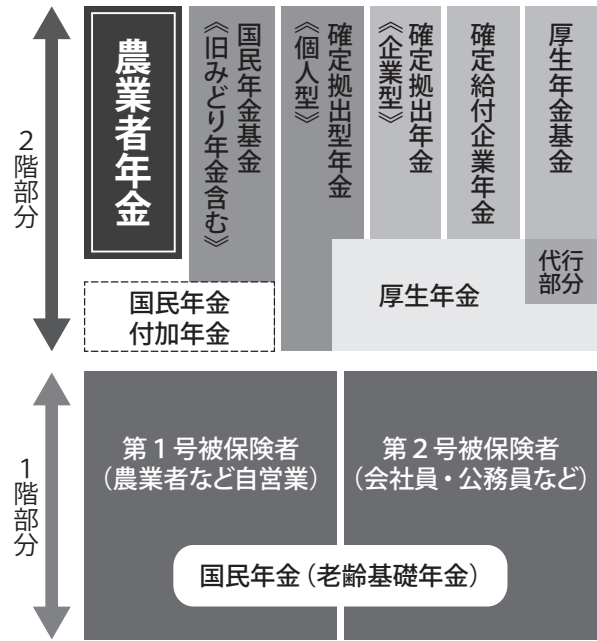
2015年4月より紙面がかわりました！

**全国農業新聞**

農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」をともに考えます。

週刊）月4回金曜日発行 月700円、年8,400円（消費税別）

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。



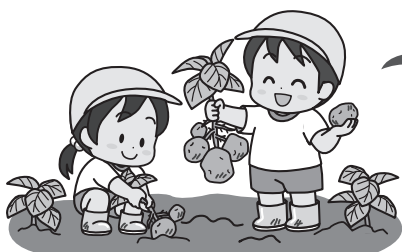
※公的年金が2階建てであることをわかりやすくするため、一部情報を簡略化しています。

### さかきファミリィ農園 利用者募集！

町と町農業支援センターでは、農業振興および遊休農地対策の一環として、ファミリィ農園を開設しています。あなたも野菜づくりにチャレンジしてみませんか？

- 【坂城】 栗田農園 岡の原農園
- 【中之条】 中之条農園
- 【村上】 上五明農園
- 区画面積 一区画50㎡
- 年間使用料 2,700円

4月から利用される方を募集中です。農業に興味のある方、自分で野菜づくりをしてみたい方は商工農林課までお申込みください。



### 農地相談会を 開催しました

2月上旬に、町内3か所で農業委員・農地利用最適化推進委員が、皆さんの相談をお受けしました。

相談会以外でも、農地を貸したい・売りたいなどのご相談は、気軽に地元の農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までお寄せください。

貸したい・売りたいといった農地情報について、農地を借りたい・買いたい方にご紹介し、農地の有効活用につなげていきます。



### ◎問い合わせ先

坂城町農業委員会事務局  
（商工農林課農業振興係内）  
☎82-3111（内線156）  
直通75-6207